

インボイス開始に伴う事業者登録手続

【消費税の概要】

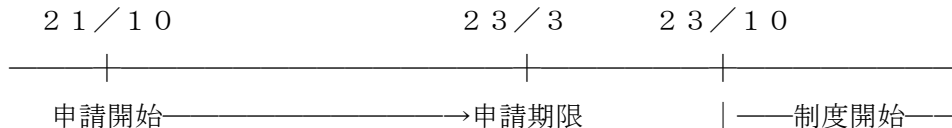
- ・売上に関する消費税－仕入・経費に関する消費税＝納付税額
 - …控除を受けるためには、
 - 現行、区分記載請求書等の保存が必要
 - 今後、**適格請求書（インボイス）**等の保存が必要

【適格とは】

- ・適格請求書等の「適格」とは、10%と8%軽減税率の複数税率となった今、取引内容とその税率、税額を適切に相手方に伝えることができる、という意味です。従って、インボイス導入後、**記載事項が何点か増加**します（後述）。

【概要】

- (1) **2023年10月1日**から、
- (2) **登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）がインボイスを交付し、**
- (3) **買手は、そのインボイスを保存**しなければ仕入税額控除を受けられません。
- (4) **売手は、買手から要望があればインボイスを発行**しなければなりません。
- (4) **2021年10月1日**から、適格請求書発行事業者（以下「登録事業者」）となるための**登録申請が始まりました**。2023年10月1日から登録事業者になるための申請期限は**2023年3月31日**です。

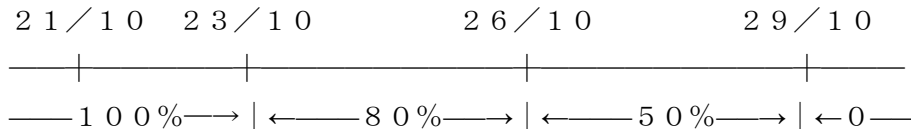


【分類】（2023年10月～）

- ・**課税事業者でなければ**、登録事業者となることはできません。
- | | |
|-----------|---|
| <u>現行</u> | <u>23/10～</u> |
| 課税事業者 | <ul style="list-style-type: none"> →登録事業者 └─記載要件満たすインボイス＝仕入税額控除可 └─記載要件不備のインボイス＝仕入税額控除不可 └─…再発行請求などで対応 ↳上記以外 |
| | ↳上記以外 |
| 免税事業者 | <ul style="list-style-type: none"> →（課税選択のうえ）登録事業者 └─上記同様 ↳免税事業者 |
| | ↳免税事業者 |
- ・課税・登録、課税・非登録、免税、の3通りになります。**免税・登録はあり得ません。**

・免税事業者の経過措置

- ① 2023年10月～2026年9月まで：**80%**は仕入税額控除可
- ② 2026年10月～2029年9月まで：**50%**は仕入税額控除可



【対応】

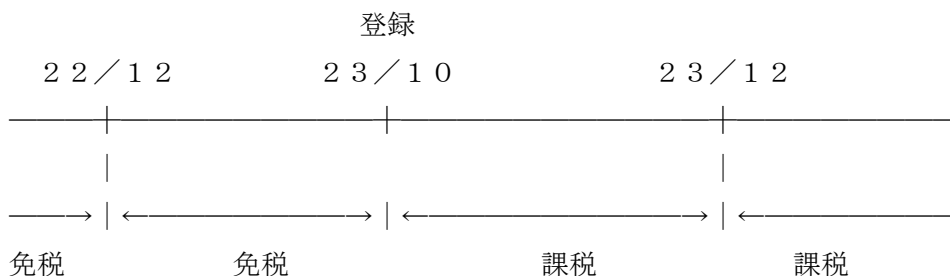
- ・既に課税事業者の場合、早々に登録申請しましょう。自分が売手の場合、買手にインボイスを発行する必要があるでしょう。
- ・また、課税事業者は、自分が買手で取引相手に免税事業者がいる場合、2023年3月までに登録番号を確認する必要があるでしょう。
- ・現在免税事業者の場合、自分が売手なら買手の仕入税額控除が段階的に不可となるため、そのまま取引を継続してもらえなくなるかもしれません。その影響（＝取引から除外される可能性）と消費税の負担を考慮し、課税事業者となって登録申請するか、免税事業者のままでいくか、判断する必要があります。
- ・個人事業者の賃貸経営、個人タクシーなど、経営への影響と消費税経理事務や納税負担の影響を考慮する必要があります。

【登録手続】

- ・登録事業者となるためには申請が必要です。
- ・インボイス開始時（2023年10月1日）に登録を受けているための申請期限は、**2023年3月31日**です。
- ・登録申請書は、eTaxでの電子送信が可能です。
- ・登録番号は法人の場合「T+法人番号」、個人の場合は「T+別途13桁の数字」です。
- ・登録事業者は、国税庁ホームページで公表されます。
- ・個人の場合、氏名と番号のみ公表され、屋号や事業所住所を公表する場合、別途「公表事項申出書」を提出します。

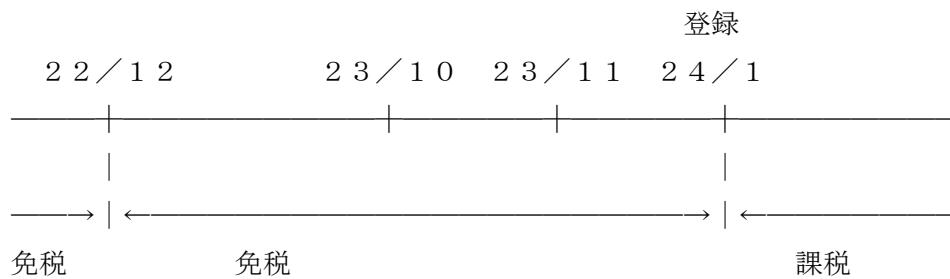
【免税事業者の留意点】

- ・**2023年10月1日を含む課税期間中**に登録を受ける場合、登録を受けた日から課税事業者となります。
- ・12月決算会社で23年に登録する場合



※この場合、**課税事業者選択届出書の提出は不要**です。また、23/12/31までに簡易課税の届出を提出することで、23/10～12に簡易課税適用が可能です。

- ・ 12月決算会社で24年に登録する場合



※この場合、**課税事業者選択届出書を提出**のうえ、**登録日から1か月前の23年11月30日までに登録申請書の提出**が必要です。

- ・ なお、登録の取りやめをして免税に戻る場合、上のパターンで課税事業者選択届出書を提出していない場合、不適用届出書の提出は不要です。下のパターンで課税事業者選択届出書を提出している場合、不適用届出書の提出が必要です。当初の登録状況を長期間管理することは困難なため、登録を取りやめて免税に戻る場合、常に不適用届出書を提出する、と考えたほうがいいでしょう。

【インボイスへの記載事項】

- ・ 以下の項目について、記載が必要です（太字が現行から追加）。
 - ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ②**登録番号**
 - ③取引年月日
 - ④取引内容（軽減対象品目である場合はその旨）
 - ⑤税抜又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び**適用税率**
 - ⑥税率ごとに区分した**消費税額等**
 - ⑦書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称